

兵庫県看護協会 健康危機対策支援基本要領

1 目的

阪神・淡路大震災以降、台風による水害、東日本大震災等の自然災害、新型インフルエンザ等感染症、J R福知山線脱線事故などの健康危機が近年、頻発し、職能団体として健康危機に対する迅速な対応が社会的に求められている。

そこで、行政や他の専門団体・機関等と協働して、いつでも健康危機に迅速に対応できる体制を整備し、県民の生命の安全と健康の確保のために健康生活支援を行うことを目的とする。

2 定義

(1) 健康危機

自然災害、感染症、大規模事故その他の原因により生じる県民等の生命の安全と健康の確保を脅かす事態をいう。

(2) 健康危機対策支援

健康危機に対して、健康被害の発生防止、拡大防止、医療体制の確保等県民の健康生活支援に関する活動をいう。

3 想定される健康危機

(1) 自然災害

①風水害

②地震災害（地震により発生した津波による災害を含む）

(2) 感染症

①重大な感染症（新型インフルエンザ等感染症など）

(3) 大規模事故

①航空機・鉄道等の大規模事故（航空・海上・鉄道・道路等事故など）

②原子力災害

③危険物事故（石油コンビナート等設備での事故など）

4 健康危機対策支援の基本的な考え方

健康危機支援について、次の考え方を基本とする。なお、自然災害、感染症、大規模事故等対策それぞれ分野別にマニュアルを作成し、具体的な活動内容は当該マニュアル等により実施する。

(1) 県民等の生命の安全と健康の確保を第一とする

(2) 兵庫県看護協会を健康危機対策支援の拠点として、専務理事を健康危機情報責任者と定める

(3) 県、市町、医師会等の関係団体、地区理事等と緊密の連携を図り、情報収集に努めるとともに協力体制を整備する

(4) 健康被害の発生予防、拡大防止、発生時の医療体制の確保等迅速な対応を行う

- (5) 活動遂行にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮する
- (6) 社会情勢の変化等に対応できるよう、常に健康課題の抽出を行い、健康危機対策支援体制を随時見直す

5 健康危機対策支援対応の区分

災害の規模や被災の範囲によって、次の各レベルで支援を検討する。

1) 本会単独支援対応が可能な場合（日本看護協会の災害時支援対応区分レベル 1)

県内の健康危機被害に対して、本会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合をいう。本会が単独で災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。また、本会は、近畿地区看護協会で構成する支援ネットワークならびに日本看護協会と情報共有、連携を密にとりながら、支援活動を展開する。状況、必要に応じて、近畿地区看護協会支援ネットワークに支援を依頼する。

2) 近畿地区看護協会の支援が必要な場合（日本看護協会の災害時対応区分レベル 2)

本会のみでは災害時の支援活動が困難または不十分であり、近畿地区看護協会からの支援が必要な場合をいう。近畿地区看護協会災害対策支援本部は近畿各府県看護協会に災害支援ナース派遣を要請し、災害対策支援本部の指示のもと、災害時の看護支援活動を実施する。また、災害対策支援本部は日本看護協会および関西広域連合等、関係機関・団体と情報共有、連携を密に図りながら、支援を展開する。

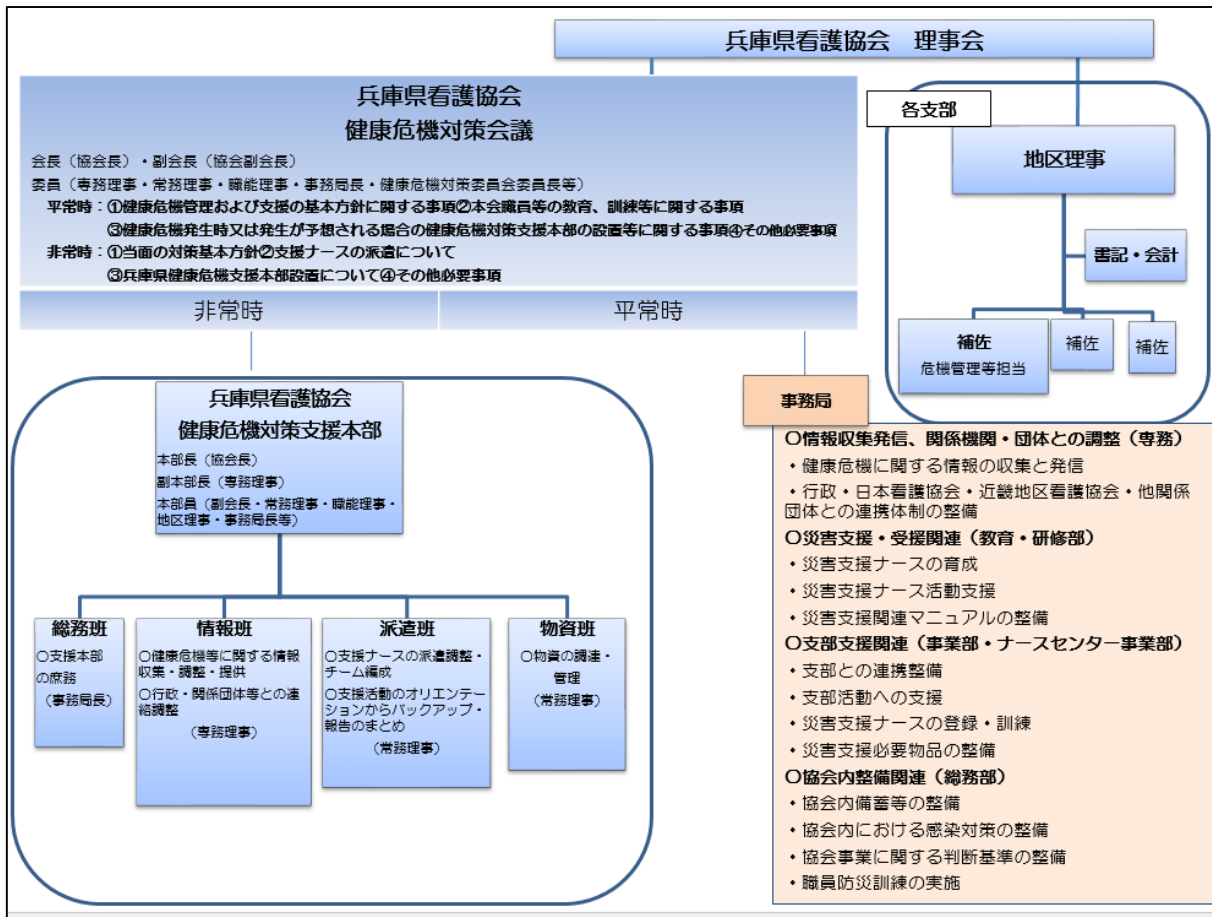
3) 広域支援が必要な場合（日本看護協会の災害時対応区分レベル 3)

本会および近畿地区看護協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分であり、当該活動が長期化すると見込まれる場合をいう。近畿地区看護協会災害支援本部は、日本看護協会に応援要請を行い、日本看護協会を通じて近畿以外の都道府県看護協会から災害支援ナースを派遣、災害時の看護支援活動を実施する。あるいは関西広域連合を通じて、関西広域連合の一員として支援活動を実施する。

災害対策支援本部は、被災府県看護協会と情報を共有しながら、効果的な支援を展開する。

6 組織

＜兵庫県看護協会健康危機関連運営組織図＞



1) 兵庫県看護協会健康危機対策会議

健康危機発生時又は発生が予想される時は、健康危機支援に迅速に対応するため、兵庫県看護協会健康危機対策会議を開催する。

- (1) 会長は、対策会議が必要と認めた場合は速やかに対策会議委員を招集する。会長が不在の場合は専務理事が招集する。
- (2) 対策会議では、次の事項について協議する。
 - ①当面の対策の基本方針に関する事項
 - ②支援ナースの派遣に関する事項
 - ③本会健康危機支援本部の設置に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (3) 会長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2) 健康危機対策支援本部

- (1) 支援本部には、本部長、副本部長及び本部長を置くことができる。

本部長は兵庫県看護協会長、副本部長は専務理事、本部員は副会長、常務理事、職能理事、地区理事、事務局長等で構成する。

(2) 支援本部には次の班を置き班長は本部員（ ）をもって充てる。

①総務班（事務局長）

支援本部の庶務を担当し、情報班、物資班、派遣班の責任者と連携を密にし、支援活動の体制を整備する。

②情報班（専務理事）

健康危機に関する情報の収集、調整、提供を迅速に行う。

情報提供にあたっては、正確かつ効果的な広報に努める。

③物資班（常務理事）

支援活動に必要な物資の調達、管理を行う。

④派遣班（常務理事）

＊支援ナース派遣要請に基づき必要な連絡・調整を行い、派遣チームを編成する。

＊支援活動のオリエンテーションからバックアップ、報告のまとめ等を行う。

＊支援活動を円滑に行うために、県、市町、関係団体、関係職種との連絡調整を行う。

7 災害支援ナース

平時から、支援活動を迅速に行うために、本会で支援ナースを育成し、登録、管理を行う

- ・支援ナースの希望者、登録者に対する教育・研修を行う
- ・下記に定める要件を満たしたものを支援ナースとして登録し、管理する

1) 本会災害支援ナースとは

本会に専門職として登録し、本会が必要と認めた場合に派遣する看護職である。派遣は県内外を問わず、要請のあった場でマンパワーの提供、及び被災医療従事者の支援を行うことを目的とする。

(1) 要件

- ①看護職として実務経験 3 年以上
- ②本会災害支援ナース養成研修会【基礎編】あるいは本会災害支援ナースの育成研修【リーダー編】を修了していること
- ③勤務している方は、所属先の承認があること
- ④災害支援ナースブラッシュアップ研修に 3 年間の内 1 回以上参加していること
- ⑤年に 1 回、当会からの登録継続意向確認および所在確認調査に回答があること
- ⑥心身ともに健康であること
- ⑦1 回の活動可能期間が 3～4 日間あること
- ⑧自己完結型で活動できること

(2) 養成・登録

①養成

- ・育成は日本看護協会実施の災害医療と看護【基礎編】と本会実施の災害支援ナースの育成研修（実践編）をもって行う。「基礎編」は支援活動に必要な基礎知識の習得を目的とする。
- ・「リーダー編」は基礎編修了者を対象に、現場で支援活動を実践できる支援ナースの育成を目的とする。

②登録

（i）方法：登録申請用紙（別紙1）に記入して本会事務局に提出する

（ii）登録の更新：3年毎

- ・ただし本会より1年毎に登録意思継続の有無、及び所属施設、住所、連絡先等の変更の確認を行う。
- ・3年間の内、災害支援ナースブラッシュアップ研修会を1回以上受講する。

（iii）登録内容の変更および中止：本会に届け出る（別紙2）

※所属施設が変更となった場合には新たな所属施設の施設長の承諾を得る。

2）災害支援ナースの役割

本会災害支援ナースは、発災から3日目以降の支援活動を行う事を原則とし、下記に示す役割を遂行する。

- ①避難所・仮設住宅における被災者への看護・健康管理等の生活支援
- ②被災地の医療施設看護職員のレスパイト（休息）のための交替要員
- ③平常時の地域での備え等、減災教育や防災訓練への参加
- ④その他現場で必要と判断されること

3）活動時期と派遣期間

（1）派遣時期

発災後3日目以降から1カ月を目安とする。ただし、健康危機の規模や復旧の過程により、長期間の支援活動の可能性もある。派遣の開始および撤退については、本部長の判断による。

（2）派遣期間

一人の活動期間は原則として、移動時間を含め3泊4日とする。

4）活動場所

原則として被災した医療機関・社会福祉施設・避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

5）災害支援ナースの派遣

災害支援ナースの派遣については、健康危機支援対応区分に従い、健康危機支援本部が調整を行い、本部長が決定を下す。近畿地区内での災害については、支援を含む統括は対策本部が取りまとめ、日本看護協会への報告・連絡は本部長を通して

行うこととする。また派遣にあたっては、事前に日本看護協会および兵庫県、関係団体等と調整を行う。

6) 派遣手順

別途定める「兵庫県看護協会健康危機支援マニュアル」および「近畿地区看護協会災害発生時活動マニュアル」、「日本看護協会災害支援ナース派遣要領」に基づき、災害支援ナースを派遣する。

8 平常時の対策

健康危機対策支援体制を速やかに動かすために、平常時から備えに努める。

1) 各支部・各施設において

(1) 医療施設・福祉施設等施設間ネットワークについて

緊急時にサポートしあえるように、平時より定期的に連絡会をもつなど、組織的な交流を行なう。

(2) 地域の中のネットワークについて

緊急時には医療業務以外の機能維持のためにもマンパワーが必要になる。水運び、炊き出し、清掃などを手伝っていただける人や団体を事前に把握しておく。

2) 本会において

(1) 災害支援ナース派遣ネットワークについて

①健康危機対策支援マニュアルの整備・物品の管理

健康危機対策支援マニュアルを作成・周知し、必要時に活用されるように図る。また必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

災害支援ナースが持参する救護用リュックサックの点検管理を行う。

②災害に関する教育・研修

災害発生後の経過による災害看護ニーズの変化をふまえ、適切に対応できる力量を高めるために、災害支援ナース登録者及び希望者を対象として研修を行う。

③支援活動終了後の看護職への支援

災害支援ナースの活動終了後、活動内容の報告を受ける（様式 5）

必要時、災害支援ナース同士でターミネーション、デブリーフィングを行えるよう支援する

④災害支援ナースの登録・管理

(i)災害支援ナースの登録

兵庫県看護協会災害支援ナースの登録を受付け、登録証を発行する。

(ii)災害支援ナース登録者の管理

災害支援ナース登録申請書をもって台帳とし、プライバシーに配慮して管理する。

(iii)災害支援ナースの更新

1 年に 1 回、登録者全員に登録継続意向確認及び所在確認の調査を実施し、災害発生時に迅速に派遣要請の連絡が行える、最新情報での登録に努める。

(iv)災害支援ナース活動の保険の加入

災害支援ナースの活動中（出発地と被災地との移動を含む）の事故に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険に加入する。その費用は兵庫県看護協会が負担する。

(2) 行政との連携

健康危機支援活動について行政担当課と日頃からの顔の見える関係作りに努める。

(3) 看護職能団体との連携

①日本看護協会との連携

②近畿地区看護協会災害支援ネットワーク

近畿地区（2 府 4 県）看護協会は、自然災害等による甚大な被害が発生した際、近畿地区災害支援本部が必要と認めた場合、地域住民の生命・生活を守るために看護の知識・技術を用いて、関西広域連合及び日本看護協会と連携して、迅速かつ適切な災害支援ナースの派遣、または受け入れを図ることを目的とし、ネットワークを構築する。その内容は以下のとおりである。

（ア）災害発生時、近畿地区看護協会災害支援本部の設置

（イ）災害支援ナースの派遣・調整

（ウ）災害支援ナースの受け入れ

（エ）災害支援ナースの育成

(4) 関係団体、関係機関、地域との連携

健康危機対策支援活動について関係者と日頃からの顔の見える関係作りに努める。また、地域で開催されている防災訓練等に参加し、実際の健康危機発生時を想定したシミュレーションを行う。

(5) 健康危機発生時の備えのための備蓄

災害支援ナースの派遣に必要な備品等以外に、後方支援にあたる事務局職員の活動のための装備や食糧等、帰宅困難となった会館利用者（研修生等）のための食糧等を備蓄し、健康危機発生に備える。備蓄の種類や量、管理等についての詳細は、別途計画を定める。

9 その他

以上の実施についての具体的な活動内容は、別途、「兵庫県看護協会健康危機対策支援マニュアル」に定める。

附則

1 この指針は、平成 26 年 9 月 6 日から施行する